

## 実証機関の選定における審査方法と結果の記入用紙

環境技術実証事業 VOC排出抑制技術・脱臭技術分野における実証機関の選定に当たっては、次の1～5の観点に基づいて申請書類の審査を行う。

### 審査の観点及びその詳細

|               |   |
|---------------|---|
| 1. 組織・体制について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること</li> <li>②組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること</li> <li>③自管区外からの技術の申請も受け付け可能であること</li> <li>④実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること</li> </ul>   |
| 2. 技術的能力について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと</li> <li>②技術分野に関する十分な実績を有していること * 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること</li> <li>③実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）</li> </ul>  |
| 3. 公平性の確保について | <ul style="list-style-type: none"> <li>①実証試験全体の運用が実証申請者等によって異なる恐れがないこと</li> <li>② 証試験の申請等の各種手続きが実証申請者等によって異なる恐れがないこと</li> <li>③機密の保持が実証申請者によって異なる恐れがないこと</li> </ul>   |
| 4. 公正性の確保について | <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定の実証申請者等への助言等で、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすことがないこと</li> <li>②実証試験の運用に、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼさないこと</li> <li>③実証申請者の異議申し立てに対して、適切な処置、記録及び是正処置を実施すること</li> <li>④実証機関に携わる責任者が、実証申請者の役員、使用人である場合、当該申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと</li> <li>⑤実証機関に携わる職員が、実証申請者の役員、使用人である場合、当該申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと</li> </ul> |
| 5. 経理的基礎について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財政上の独立性があること</li> <li>②定期的に会計監査を実施すること</li> </ul>   |

なお、上記5つの観点より、各応募団体から申請された書類は下記のとおりである。

財団法人九州環境管理協会については、平成19年度において実証機関となっており、ヒアリングを行わず、既に事務局において審査している。審査結果は、参考資料2「実証機関の選定結果について（財団法人九州環境管理協会）（非公開）」のとおりであり、実証機関として選定した。

### 各審査の観点に該当する応募団体の申請書類

| <div style="text-align: right;">応募団体</div> <div style="text-align: left;">審査の観点</div> | 財団法人九州環境管理協会<br>（資料3-1）  | 社団法人埼玉県環境検査研究協会<br>（資料3-2）   |
|---|--|--|
| 1. 組織・体制について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2（別添2-1～5を含む）</li> <li>・寄付行為（H19済み）</li> <li>・品質マネジメントシステム審査登録書（高圧ガス保安協会）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2（別添2-1～5を含む）</li> <li>・（社）埼玉県環境検査研究協会 定款</li> <li>・総合管理マニュアル</li> </ul> |
| 2. 技術的能力について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2（別添2-1～5を含む、事業報告書、業務経歴書を含む）</li> <li>・別添5（試験用機器、保有状況）</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2（別添2-1～5を含む）</li> <li>・別添4（試験用機器、保有状況）</li> </ul>                       |
| 3. 公平性の確保について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添4（役員名簿、職員名簿、会員名簿）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添5（役員名簿、職員名簿、会員名簿）</li> </ul>   |
| 4. 公正性の確保について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添4（役員名簿、職員名簿、会員名簿）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添5（役員名簿、職員名簿、会員名簿）</li> </ul>   |
| 5. 経理的基礎について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2（別添2-6、7）</li> <li>・別添4（貸借対照表、正味財産増減計算書 財産目録、会計監査報告）</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添2（別添2-6、7）</li> <li>・別添5（貸借対照表、正味財産増減計算書 財産目録、会計監査報告）</li> </ul>         |